

2020(令和2)年 No. **278** 6月臨時号

TEL.0422-49-3111 www.mitaka-s.jp 三鷹商工会 検索
発行所:三鷹商工会 〒181-0013 三鷹市下連雀3-37-15 e-mail:mitaka@shokokai-tokyo.or.jp

行きます・聞きます・提案します!

経営相談無料 商工会は、事業者の方ならどなたでもご利用できます。経営指導員等が、商工会の窓口または企業を巡回して相談・指導にあたります。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国・東京都の給付金・助成金の申請を無料でお手伝い第2弾!

専用ダイヤル

0422-29-8630

10:00 ~
16:00

・12:00~13:00を除く
・土日祝を除く

スマホやパソコンは
苦手という方、
三鷹商工会に
ご相談ください!

三鷹商工会では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「国や東京都の給付金や助成金」の申請をスムーズに行えるよう、無料でお手伝いをしています。すでに多くの事業者の皆様からのご相談を受け付けています。5月臨時号に引き続き、今号でも商工会がお手伝いできることをご紹介します。資金繰り改善に向けて取り組む小規模事業者の皆様、こんな時こそ三鷹商工会をご利用ください。

給付金・助成金を受けるためには

① 三鷹商工会に電話

② それぞれの給付金・助成金の特徴に沿った申請方法を相談

③ 事業者自ら申請する

- ▶ 郵送または窓口へ持参して申請する場合、必要書類を作成するお手伝い
- ▶ 専用ホームページからWEB申請する場合、必要事項の入力や必要書類などの準備をお手伝い
- ▶ 社会保険労務士をアッセンし、社会保険労務士を通じて雇用調整助成金の申請をお手伝い
- ▶ 事業資金の借入を検討する場合や、どの融資を利用するか迷っている場合のアドバイス

商工会ができること
例えば...



◆「三鷹弁当マップ」を市内全戸配布

三鷹商工会・三鷹市・まちづくり三鷹が連携し、作成した「三鷹弁当マップ(パンフレット版)」を5月末に市内全戸配布しました。ぜひご利用ください。パンフレット版には飲食店が60店舗掲載されています。また、「三鷹弁当マップ」Web版ではさらに掲載店舗数が増えていますので、下記のQRコードよりご覧ください。なお、随時掲載店を募集しておりますので、掲載を希望される方はgoogleフォームよりご登録ください。



「三鷹弁当マップ」Web版 掲載エントリーフォーム

問い合わせ:「三鷹弁当マップ」に関すること▶三鷹商工会 TEL:0422-49-3111 ・「宅配・テイクアウトサービス実施飲食店広報紙」に関すること▶三鷹市生活経済課 TEL: 0422-45-1151 内線2541

「宅配、テイクアウトサービス」導入・拡充を補助

三鷹市では「三鷹弁当マップ」に掲載した店舗の、宅配やテイクアウトの導入、拡充に要する経費の一部について、3万円を上限に補助します▶**補助額**:宅配やテイクアウトの導入、拡充に要する経費の一部(上限3万円)10/10▶**対象期間**:令和2年4月1日~令和3年3月31日までに要した経費を対象▶**申請期間**:令和2年6月下旬~12月28日(予定)▶**申請書類**:詳細是三鷹市ホームページ等でご案内します。▶**問い合わせ**:三鷹市生活経済課 TEL:0422-45-1151 内線2541

「衛生管理の徹底で、食中毒の防止を!!」

◆HPがリニューアルオープン!

商工会のHPが、4月1日より新しくなりました。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「国・東京都の給付金・助成金」など、お役立ち情報を随時更新しています。どなたにも見やすく、「文字の大きさ」「音声読み上げ機能」「ふりがなをつける」なども選べます。ぜひご利用ください。

マル経融資制度 無担保 無保証 低金利

事業資金にぜひご利用下さい。融資額:2,000万円以内 返済期間:運転資金7年以内(据置期間1年以内)、設備資金10年以内(据置期間2年以内) 利率:年利1.21%(令和2年6月17日時点) 担保・保証人:不要 ※詳細は商工会事務局までお問い合わせください。

CONTENTS

2-3P

もらえる
給付金・助成金
利用できる融資制度等

4P

・小規模事業者経営支援給付金
・東京しごと財団
「テレワーク補助金」

用できる融資制度等をご紹介します

新型コロナウイルス感染症で
影響を受ける事業者の
皆様を応援します！

制度等をご紹介します。こんな時にこそ頼れる三鷹商工会です。ぜひ、ご利用ください！（記載事項は令和2年6月17日現在の情報です）

武蔵野会場 武蔵野市中町2-6-5アルファ武蔵野2-3F特設会場（最寄り駅：三鷹駅北口）会場コード：1322

◆持続化給付金「申請サポートキャラバン隊」のお知らせ

三鷹商工会に、申請データ入力をお手伝いして持続化給付金の申請ができるようサポートするキャラバン隊がやってきます。詳細は商工会までお問い合わせください。

期間：令和2年8月3日(月)から9日(日)(予定)

③ 感染拡大防止協力金(第2回)

東京都が、施設の使用停止や営業時間の短縮への協力依頼に応じた都内中小企業及び個人事業主に協力金を支給。

給付額▶50万円(2店舗以上有する事業者は100万円)

申請方法：専用ホームページから申請(郵送での申請もできます) 申請期間：令和2年6月17日(水)～7月17日(金)

必要書類：*第1回で支給が決定し、同じ店舗・施設で申請する方

①協力金申請書 ②休業の状況が確認できる書類 ③誓約書 ④第1回協力金の支給決定通知

*今回初めて申請される方は、このほかに

④本人確認書類(写：運転免許証等) ⑤確定申告書類(写)、営業許可証(写)

⑥支払金口座振替依頼書等が必要になります。

④ 三鷹市小規模事業者経営支援給付金 *詳細はP4をご参照ください。

三鷹市内の店舗、事業所等に係る月額賃料相当額の2分の1の3カ月分、最大30万円を給付します。

給付額▶最大30万円

申請方法：三鷹市役所に郵送または窓口提出(三鷹商工会窓口でも申請書を受付できるようになりました。)

申請期間：令和2年9月30日(水)まで 給付対象：三鷹市内に賃借による事業所があり、市の指定する条件に該当する事業者

⑤ 業態転換支援事業(売上確保に向けた新たな取組支援)

感染症拡大により大きく売上が落ち込んでいる都内の中小飲食事業者が、新たに「テイクアウト」「宅配」「移動販売」を始める際の販売促進費、車両費、器具購入費などの一部を助成。

助成限度額▶100万円(助成率4/5以内)

申請期間：令和2年6月16日(火)～6月29日(月)*この後も今年11月末までに11回の申請受付期間があります。

問い合わせ：(公財)東京都中小企業振興公社 TEL: 03-5822-7232 (平日9:00～16:30)

⑦ 小規模事業者持続化補助金

注目!

小規模事業者等が経営計画を策定して、取り組む販路開拓等の取り組みを支援する補助金。

補助額：上限50万円(コロナ特別対応型：上限100万円)

補助率：一般型、コロナ特別対応型(A)：2/3 | コロナ特別対応型(B・C)：3/4

補助対象：非対面販売のためのホームページ作成・改良、店舗の改装、チラシ作成、広告掲載など(コロナ特別対応型に応募する場合、補助対象経費の1/6以上が、以下のA～Cのいずれかの要件に合致することが必要)

A サプライチェーンの毀損への対応、B 非対面型ビジネスモデルへの転換、C テレワーク環境の整備

申請期限：一般型：10月2日(金) | コロナ特別対応型：8月7日(金)

*経営計画の策定等には時間がかかります。ご希望の方は早めに商工会までお問い合わせください。

⑧ その他の利用できる制度

労働保険料・国税の納付猶予など

対象：令和2年2月以降の任意の1カ月以上の期間で、事業収入に概ね20%以上の減少があった事業主の方

猶予期間：1年間

猶予内容：労働保険料と国税(所得税・消費税等)の納付が猶予されます。

問い合わせ：詳細は事業所の所在地を管轄する税務署や労働基準監督署にお問い合わせください。

国・東京都・三鷹市の給付金や助成金、利

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様を支援する、国や東京都・三鷹市の給付金や助成金、利用できる融資

もらえる給付金・助成金

① 雇用調整助成金

注目!

労働者に対する休業手当などの一部を助成。

- ・助成金の申請が簡略化され、助成額の上限が引き上げられ、助成率が拡充されました。
- ・商工会には社会保険労務士の相談員も来て事業者の方の申請のサポートもしています。

給付額▶休業した際の休業手当の相当する額の4/5(上限1日8,330円)

→(※)コロナ関連の特例で4月1日~9月30日までは10/10(上限1日15,000円)に変更(要件を満たしている場合)

助成額の算定方法:「実際に支払った休業手当額」×「助成率」(概ね従業員20人以下の小規模の事業主の場合)

申請先: ハローワーク三鷹ほか窓口へ持参または郵送。またはホームページからオンライン申請。

受給日数: 1年100日(4月1日~9月30日はこの100日とは別枠で助成されます)

必要書類: 雇用調整実施に関する各種書類、支給申請書、助成額算定書、各種雇用関係書類

② 持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業全般に広く使える給付金を国が支給。

給付額▶法人200万円、個人事業者100万円を上限(※ただし昨年1年間の売上からの減少分のみ)

計算方法: 前年の総売上(総収入)-(前年同月比▲50%月の売上×12カ月)

申請方法: 電子申請 **申請期間**: 令和2年5月1日(金)から令和3年1月15日(金)まで

給付方法: 申請後2週間程度で給付 ⇒ 銀行口座振込

準備書類: ①2019年の確定申告書類の控え ②減収月の事業収入額を示した帳簿等

③申請書本人名義の振込先口座の通帳 ④本人確認書類[運転免許証、(健康保険証+住民票)]等、法人は法人番号

◆申請サポート会場の設置

原則として「電子(オンライン)申請」ですが、パソコンやスマホがないなど電子申請が困難な方のために、全国で「申請サポート会場」が開設されています。「完全事前予約制」のため、必ず予約をして、必要書類をすべてご持参のうえ、ご来場ください。パソコンやスマホがある方にも商工会が申請サポートしています。今年創業者など、従前の持続化給付金ではもらえない事業者への給付金については未定です。

「申請サポート会場」予約方法

・Web予約  **持続化給付金**  持続化給付金のホームページから24時間いつでも予約できます。

・電話予約(自動音声による予約) **TEL:0120-835-130** 24時間いつでも予約できます。

・電話予約(オペレーター対応) **TEL:0570-077-866** 受付時間: 平日、土日祝日ともに9:00~18:00 ↗

利用できる融資制度・補助金等

⑥ 日本政策金融公庫による融資制度

◆コロナマル経融資(無担保・無保証)

借入条件: 最近1カ月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

借入限度額: 1,000万円

返済期間: 設備資金10年、運転資金7年(据え置き期間あり)

金利: 3年間の利子補給がつき、3年間に限り実質無利子。4年目以降は基準金利 1.21%(令和2年5月1日現在)。

申込み先: 三鷹商工会 ⇒ 日本政策金融公庫

◆コロナ特貸(日本政策金融公庫融資制度) ※借入条件は日本政策金融公庫へご確認ください。

借入限度額: 3,000万円(国民事業)

返済期間: 設備資金20年、運転資金15年(据え置き期間あり)

金利: 当初3年間基準金利から ▲0.9%(1.36%→(※)0.46%)、

4年目以降は基準金利 1.36%(令和2年5月1日現在) ※要件に該当する場合は利子補給あり

申込み先: 日本政策金融公庫 TEL: 0422-43-1151

三鷹市小規模事業者経営支援給付金 (P2の詳細説明)

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少し、厳しい経営を余儀なくされている市内小規模事業者の事業活動継続を支援するため、**三鷹市内の店舗、事業所等に係る月額賃料相当額の2分の1の3ヵ月分、最大30万円を給付します。**申請書は三鷹市生活経済課商工労政係窓口(三鷹市役所第二庁舎3階)、三鷹商工会窓口にて配布しています。三鷹市ホームページからダウンロードも可能です▶**問合わせ:**三鷹市生活経済課商工労政係(小規模事業者経営支援給付金担当) TEL:内線2551、2552 HP <https://www.city.mitaka.lg.jp/>(トップページ→事業者向け情報→中小企業向け各種融資・支援制度)

給付金額	「すべての」市内事業所等の月額賃料相当額(共益費・駐車場代を除く)の合計の1/2の3ヵ月の金額(30万円まで)
申請方法	郵送または窓口提出(三鷹商工会窓口でも受付)
申請期間	令和2年5月18日(月)から9月30日(水)まで(土日休日は除く)
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ①給付申請書兼請求書 ②申請書別紙 ③賃貸借契約書の写し ④納税証明書(納税地が市外の方のみ) ⑤通帳の写し ⑥令和2年3月～5月の売上げ確認書類(売上げ台帳等) ⑦前年同期の売上げ高確認書類(決算書等) ⑧事業内容が確認できる書類(確定申告書等)
給付対象事業者	<p>三鷹市内に賃借により事業所を有し、次の全てに該当する小規模事業者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.小規模事業者支援法第2条第1項に規定する小規模事業者 ※製造業その他は従業員20人以下、商業・サービス業は従業員5人以下、サービス業のうち、宿泊業及び娯楽業は従業員20人以下の事業者 2.令和2年4月1日時点で三鷹市に事業所を有し、申請時点で継続して事業を営む事業者 3.前年度の市区町村民税を完納している事業者 4.新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年3月から5月までの任意の1ヵ月間の売上高が前年同月と比較し、20%以上減少した事業者

【新型コロナ対応】不況対策緊急資金、特定不況対策緊急資金

4月1日から令和3年3月31日まで、既存の市の融資あっせん制度を使いやすく、下記の通り一部拡充しています。各種ご案内や申請書等の必要書類は三鷹市ホームページをご覧ください。**問合わせ:**三鷹市生活経済課 TEL:0422-45-1151 内線2544 **HP:** <https://www.city.mitaka.lg.jp/>(トップページ→事業者向け情報→中小企業向け各種融資・支援制度)

貸付限度額	1,600万円(既存制度との合計額)
利率	本人負担 年利0.35%
信用保証料	全額補助
返済期間	6年(据え置き12ヵ月)以内
基本要件	次のすべてに該当する中小企業者の方 1.市内に引き続き1年以上住所を有する (1) 個人事業主:市内に引き続き1年以上住所を有する

基本要件	<ul style="list-style-type: none"> ①(2) 法人のかた:市内に引き続き1年以上本店所在地を有する 2.市内または近隣地域(武蔵野・調布・小金井・府中・世田谷・杉並)に事業所があり、同一事業を引き続き1年以上営んでいる 3.市民税・法人市民税を滞納していない 4.連帯保証人は、個人事業主の場合は信用保証協会の保証を利用、法人の場合は信用保証協会及び原則として当該法人の代表者の個人保証とする 5.東京信用保証協会の保証対象業種である 6.事業に必要な許認可などを受けている(許認可などが必要な事業の場合)
売上減少の比較期間	最近1ヵ月の実績額または最近1ヵ月の実績+今後2ヵ月の売上見込と過去の同期の比較
売上減少幅	減少(割合は不問)
取扱金融機関	みずほ銀行三鷹支店他全14件

※創業後1年未満の方には、従来の「創業資金」融資あっせん制度があります。

東京しごと財団「事業継続緊急対策(テレワーク)助成金」

東京しごと財団は、新型コロナウイルス感染症等の拡大防止および緊急時における企業の事業継続対策として、テレワークを導入する都内の中堅・中小企業等に対して、その導入に必要な機器やソフトウェア等の経費を助成します。詳細はホームページをご覧ください。

東京しごと財団テレワーク助成金 検索

助成対象事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1.常時雇用する労働者が2名以上999名以下で、都内に本社または事業所を置く中堅・中小企業等 2.都が実施する「2020TDM推進プロジェクト」(外部サイト参照)に参加していること <p>その他にも要件があります。詳細については募集要項をご確認ください。</p>
助成事業の実施期間	支給決定日以後、令和2年9月30日までに完了する取組が対象です。(申請受付期間:7月31日まで・締切日必着)。予算の範囲を超える申請があった場合等、申請受付期間内でも受付を終了することがあります。
助成事業の実施期間	<ol style="list-style-type: none"> 1.機器等の購入費(例:パソコン、タブレット、VPNルーター) 2.機器の設置・設定費(例:VPNルーター等機器の設置・設定作業費) 3.保守委託等の業務委託料(例:機器の保守費用) 4.導入機器等の導入時運用サポート費(例:導入機器等の操作説明マニュアル作成費) 5.機器のリース料(例:パソコン等リース料金) 6.クラウドサービス等ツール利用料(例:コミュニケーションツール使用料) <p>助成対象となる機器等には指定がありますので、募集要項をご確認ください。一部メーカー等が、自社製品が当該助成金利用でお得に導入できると謳っているようですが、当財団として個別に認めているものではありませんのでご注意ください。</p>
助成金上限額	250万円
助成率	10/10

問合わせ:(公財)東京しごと財団 雇用環境整備課 職場環境整備担当係
TEL:03-5211-2397(平日9:00~17:00) ※平日12:00~13:00、土日・祝日、年末年始を除く